

技術提案者特定評価要領 【南工場建替事業に係る事業者選定支援業務】

1 技術提案者の特定について

(1) 技術提案者の特定について

プロポーザル審査委員会において、別紙6の「技術提案者特定基準」により技術提案書の審査及び評価（ヒアリングを含む。）を行い、総合評価点が最も高いものから順に順位付けした上で、それぞれの技術提案者を「第一位特定者」、「第二位特定者」、「第三位特定者」とし、技術提案者全員を特定する。また、審査結果について、プロポーザル審査委員会終了後、技術提案者の特定、非特定理由を付して技術提案者全員に通知する。

なお、審査結果の通知は、単に事実上の行為であり、受注者として決定するものではない。

(2) 委託の候補者の選定について

上記（1）により特定された者を、第一位特定者から順に委託の候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。

(3) 結果の公表について

候補者の選定後、第一位特定者、第一位を除く特定者及び非特定者の評価の総合計点等の一覧を市ホームページに掲載し公表する。なお、公表に当たっては、第一位特定者を除き、匿名とする。

また、技術提案者名を順不同にて公表する。

2 技術提案者の特定基準について

(1) 特定基準は、別紙6「技術提案者特定基準」による。

(2) 技術提案者を特定するための各審査委員の評価点の算定は、評価係数×配点とする（四捨五入により小数第2位までとする。）。

(3) 各評価項目の評価は、各審査委員の評価点の平均値とする（四捨五入により小数第2位までとする。）。

【各評価項目の着目点・判断基準及び評価係数】

評価項目	着目点・判断基準	各委員の評価係数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
業務の実施方針等	業務に対する理解度、実施方針の独自性・有効性・具体性、実施体制・プロジェクトチームの充実及び事業実施スケジュールの具体性・実現性を総合的に評価する。	1.0	0.8	0.6	0.4	0
提案テーマに対する技術提案 (全4テーマ)	設定したテーマに対する技術提案について、理解度、着眼点・課題抽出の適切性、提案内容の独自性・有効性・具体性及び説明者(管理技術者)の評価(理解度・専門性・意欲)を考慮して提案ごとに総合的に評価する。	1.0	0.8	0.6	0.4	0

(4) 技術提案の評価にあたっては、次の事項を考慮する。

- ア 文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価しない。
- イ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象としない。
- ウ プロポーザル説明書及び本要領に示された条件に適合しない場合は、減点又は無効とする。
- エ 評価項目「業務の実施方針等」及び「提案テーマに対する技術提案(全4テーマ)」の評価点の合計が75点満点中6割未満のもの、又は同項目の5つの評価点のうちのいずれかが各配点の2割以下のものは、特定しない。